

企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会（第3回）

議事要旨

1. 日時 平成23年5月12日（木）14:00～17:17
2. 場所：日比谷国際ビル5階（501）第1セミナールーム（新日本有限責任監査法人内）
3. 出席者（敬称略）
（委員）上妻委員長、稲永委員、魚住委員、小野委員、加藤委員、菊池委員、國部委員、後藤委員、佐藤委員、竹ヶ原委員、富田委員、西堤委員、古田委員、八木委員（以上14名）
4. （環境省）猿田環境経済課長補佐
5. 議事
（1）中間報告について

6. 議事要旨

○会議は公開で行われた。

○環境省より、本検討委員会の目的を説明。

○議題1について事務局より資料2に基づき、はじめにおよび第1章について説明。

○委員の主な意見の概要は以下のとおり。

- ・「重要性」と「マテリアリティ」という用語の意味を混同しないように調整すべき。（國部委員）
- ・国際会計基準に関連して概念フレームワークの改定が行われている。環境報告ガイドラインの改定においても環境報告にフィットさせながら、概念フレームワークの考え方を導入していくようにしたい。（上妻委員長）
- ・環境負荷の状況を適切に伝えることについては、リスク面のみに偏らず、環境をチャンスとしてとらえる情報発信を追加すべき。（菊池委員）
- ・社会的課題について触れるべき。（富田委員）
- ・グローバル視点をもって、我が国における環境情報開示のあり方を検討していく趣旨を追加すべき。（富田委員）
- ・企業の環境情報開示のあり方に、様々なステークホルダーに対応した情報をバランスよく取り上げるといふ部分は、より論理的に整合させるべき。（富田委員）
- ・企業の成功要因になれば一定の経済合理性をもたらすという表現は、現在の環境金融に経済合理性がないと誤解されない配慮が必要。（竹ヶ原委員）

○議題1について事務局より資料2に基づき、第2章および第3章について説明。

○委員の主な意見の概要は以下のとおり。

- ・資源の流れについてはリサイクルが重要になるので、使用後にリサイクルすること図示していただきたい。(後藤委員)
- ・環境経営の定義もしくは概念整理が必要。(古田委員)
- ・トレードオフ回避のための全体最適化は、バリューチェーンマネジメントの一環と理解できるので、明確にしていきたい。(國部委員)
- ・目指すべき環境経営像において、リスク管理と成長機会を同時に実現する趣旨より、リスク管理で成長機会という点をより強調したほうがいい。(富田委員)
- ・リスク管理と成長機会の同時実現を環境経営の要件とすると、実現できる業種が限られてしまうのではないか。(富田委員)
- ・金融の役割も責任投資概念から次第に離れて、メインストリームでビジネスをしている環境に優しい企業にお金が出る方向に進むのではないのか。(上妻委員長)
- ・わが国の金融機関が責任投資原則に署名している割合はまだ低く、現在は、やはりメインストリームと社会的責任投資とは分かれている。(後藤委員)
- ・財務分析やバリエーションに係る手法は運用期間、投資家によって異なるので、定型的ではない。(加藤委員)
- ・WBCSDのクリーナープロダクションの考えであれば、投入した資源・エネルギーを100%有効活用すれば、環境負荷はゼロになると考えられる。この方向では、限定的であるが、コスト低減と環境負荷低減が両立する。(魚住委員)
- ・適時開示、つまり突発事故や急激な事業環境の変化の際にタイムリーに情報を開示する点を明記すべき。(佐藤委員)
- ・企業評価を考える場合、社会や環境が下であって、業績、経済が上のほうにある図が一般的である。(菊池委員)
- ・財務情報での見かけのキャッシュフローや割引率を、非財務情報で補正して、真の企業価値が見えていくことが環境金融の本質である。(竹ヶ原委員)
- ・企業の環境情報を金融サイドがまだ消化し切れていないという現実があるので、環境情報に対する金融サイドのリテラシーも向上させ、双方向でスパイラルに上がっていけばよい。(竹ヶ原委員)
- ・環境負荷というとフローの概念であるが、事故などを想定すれば、ストックの情報をもっと開示すべきではないか。(魚住委員)

○議題1について事務局より資料2に基づき、第4章について説明。

○委員の主な意見の概要は以下のとおり。

- ・開示順序の項目として、いわゆる現状認識、環境負荷依存度の全容把握が欠けている。(稲永委員)
- ・重要課題の中に重要度の範囲を誤解内容に整理すべき。(富田委員)

・報告書形式が冊子を意図しているのか、報告書形式の意味を明確にすべき。(富田委員)

・コンピュータにアクセスできない人々は、WEB版情報にアクセスできない。また、印刷物がパンフレットに近い例もあるようなので、重要な情報が網羅されることが望ましい。(上妻委員長)

・「環境負荷／依存度」のセットについて、環境負荷は一般的にはアウトプットであり、依存度はインプットが該当するので、検討が必要。(魚住委員)

・多くの企業では、だれが読み手かを強く意識した結果、いびつな事例も見受けられる。環境報告のターゲティングは必要なことであるが、社会に対する報告とバランスよく行われるべきである。(上妻委員長)

・重要課題の一覧を示す場合、企業がどのように重要課題を選んだのかが重要である点を明記すべき。(古田委員)

・データの比較容易性は可能であるが、やはり環境負荷のデータの数字が持つ意味が違う。比較によって誤解を受けないような注意点を明示すべき。(古田委員)

・開示順序が統一化されることにより、環境報告による記載箇所が明確となる。しかし、企業の現状から見ると厳しいのではないか。(後藤委員)

・KPIは、それぞれの企業の実情に応じて記述することになる。もしガイドラインにKPIの考え方を埋め込んでいくことができれば、その一覧に関する情報ニーズはあると認識している。(上妻委員長)

○議題1について事務局より資料2に基づき、第5章について説明。

○八木委員から環境報告ワーキンググループでの検討内容について補足説明あり。

○委員の主な意見の概要は以下のとおり。

・財務諸表の掲記については、財務諸表で個別に開示されているのか、いないのかという点が大事であり、金額の一部に含まれていることに意味はない。(國部委員)

・環境会計について、各社ごとのバラバラな定義で計算をしている。数字がどう活用されているのかも不明点があるので、ベーシックなところから議論を積み重ねるべき。(古田委員)

・確立されている財務情報の部分を、まず最大限に活用すべきであるということを銘記すべき。(富田委員)

○議題1について事務局より資料2に基づき、第6章およびおわりにについて説明。

○後藤委員より、環境情報の開示促進ワーキンググループでの検討内容について補足説明あり。

○委員の主な意見の概要は以下のとおり。

- ・ I S O 14001 では情報管理項目はなく、データの信頼性に関しては若干弱い部分がある。環境報告ガイドラインでは、いわゆる環境情報管理手順の確立・維持の項目を追加すべき。(稲永委員)
- ・ 経営者の意識変革のために、環境問題をビジネスチャンスとリスクに結びつける考え方をより盛り込むべき。(西堤委員)
- ・ 環境情報開示に取り組む企業に経済的便益をもたらす施策として、例えば、環境パフォーマンスに応じた税制優遇などがあればいい。(小野委員)
- ・ 促進施策として、株主の意識、あるいは株主の責任ということを追加すべき。(國部委員)
- ・ 情報インフラの基盤整備について、改めてデータベースの構築を訴える必要があるのか疑問である。(富田委員)
- ・ データベースに関しては、どういうふうにすればいいのかということを考えざるを得ない状況にあるという現状認識だとしてご理解いただければいい。(上妻委員長)